

## 福祉・介護職員等処遇改善加算について

### 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率	新加算区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
[8.1%]	Ⅰ	<b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	Ⅱ	<b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）  <del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	Ⅲ	<b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

## 福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善																	
	I	II	III	IV	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
在宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行支援	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動支援	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	17.8%	19.9%			15.4%		17.0%	11.7%		12.5%	9.3%		10.9%	6.4%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.0%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.0%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.0%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5.0%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%														
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	8.3%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.5%	6.2%	6.6%	6.0%	4.9%	5.0%	4.7%	4.5%	3.2%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4.9%	4.6%	4.4%	3.1%
就労定着支援	10.3%		8.0%	6.9%	9.0%	8.6%			7.3%		6.5%	7.3%		5.2%	5.6%		4.8%	3.5%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%	18.3%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7.7%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	9.8%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	7.0%	5.0%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	13.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5.1%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15.2%	13.0%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%	9.0%	8.4%			7.3%		6.5%	7.3%		5.4%	5.6%		4.8%	3.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%	9.4%	8.9%			7.6%		6.7%	7.6%		5.4%	5.8%		4.9%	3.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%	9.2%	8.7%			7.4%		6.6%	7.4%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%	9.1%	8.7%			7.4%		6.6%	7.3%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%

※経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設ける。

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

## 旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ①、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）②と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合は要件一覧③を確認する。

※加算率は生活介護の例。

旧3加算の算定状況				新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合は要件一覧												
取得パターン			合計の加算率	算定可能な経過措置区分 （新加算Ⅴ） ②	加算率	加算区分 （加算率が下らない区分であり、移行先の候補となるもの） ③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件			
処遇改善加算	特定加算	ベア加算						Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等 を通じた見える化	
①	Ⅰ	有	6.9%	—	—	新加算Ⅰ	8.1%	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	
		なし	5.8%	新加算Ⅴ(1)	7.0%	新加算Ⅰ	8.1%	○	□	○	○	○	○	○	—	○	○	
		有	6.8%	—	—	新加算Ⅱ	8.0%	○	—	○	○	○	○	—	—	○	○	
	Ⅱ	なし	5.7%	新加算Ⅴ(3)	6.9%	新加算Ⅱ	8.0%	○	□	○	○	○	○	—	—	○	○	
		有	5.5%	—	—	新加算Ⅲ	6.7%	○	—	○	○	○	—	—	○	—	—	
		なし	4.4%	新加算Ⅴ(8)	5.6%	新加算Ⅲ	6.7%	○	□	○	○	○	—	—	○	—	—	
Ⅲ	Ⅰ	有	5.7%	新加算Ⅴ(2)	6.9%	新加算Ⅰ	8.1%	○	—	○	○	△	○	○	—	○	○	
		なし	4.6%	新加算Ⅴ(5)	5.8%	新加算Ⅰ	8.1%	○	□	○	○	△	○	○	—	○	○	
		有	5.6%	新加算Ⅴ(4)	6.8%	新加算Ⅱ	8.0%	○	—	○	○	△	○	—	—	○	○	
	Ⅱ	なし	4.5%	新加算Ⅴ(6)	5.7%	新加算Ⅱ	8.0%	○	□	○	○	△	○	—	—	○	○	
		有	4.3%	—	—	新加算Ⅳ	5.5%	○	—	○	○	—	—	—	○	—	—	
		なし	3.2%	新加算Ⅴ(4)	4.4%	新加算Ⅳ	5.5%	○	□	○	○	—	—	—	○	—	—	
Ⅳ	Ⅰ	有	4.3%	新加算Ⅴ(7)	5.5%	新加算Ⅰ	8.1%	○	—	△	△	△	○	○	—	○	○	
		なし	3.2%	新加算Ⅴ(9)	4.4%	新加算Ⅰ	8.1%	○	□	△	△	△	○	○	—	○	○	
	Ⅱ	有	4.2%	新加算Ⅴ(9)	5.4%	新加算Ⅱ	8.0%	○	—	△	△	△	○	—	—	○	○	
		なし	3.1%	新加算Ⅴ(2)	4.3%	新加算Ⅱ	8.0%	○	□	△	△	△	○	—	—	○	○	
	なし	有	2.9%	新加算Ⅴ(3)	4.1%	新加算Ⅳ	5.5%	○	—	△	△	—	—	—	○	—	—	
なし	なし	1.8%	新加算Ⅴ(4)	3.0%	新加算Ⅳ	5.5%	○	□	△	△	—	—	—	○	—	—		

青字（○・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

○厚生労働省ホームページ（福祉・介護職員の処遇改善）（案）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/minaoshi/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/minaoshi/index_00007.html)

令和6年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 提出期限 令和6年4月15日

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

## 処遇改善に関する加算の職場環境等要件（令和6年度まで）

「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算：以下のうちから**1つ以上**取り組んでいる必要
- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算：以下の**6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上**取り組んでいる必要

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> <li>・ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> <li>・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</li> </ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> <li>・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>・ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入</li> <li>・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</li> </ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備</li> <li>・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> <li>・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> <li>・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</li> </ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施</li> <li>・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> <li>・ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施</li> <li>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li> </ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減</li> <li>・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下着などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化</li> <li>・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li> <li>・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li> </ul>
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</li> <li>・ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li> <li>・ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li> </ul>

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

## 福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑧は必須）取り組んでいる

入職促進に向けた取組	① 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 ⑤ 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、福祉吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリアアップ等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 ⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
孤立支援・多様な働き方の推進	⑪ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の個人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取組	⑰ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ⑱ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑ 業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
やりがい・働きがいの構成	㉒ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	㉖ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗ 利用者本位の支援方針など理念福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める予定

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要

本資料は現時点における告示・通知案等を踏まえて改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の最終的な詳細は、今後公布・発出される告示、通知、事務連絡をご確認ください。

## ①児童発達支援センターの一元化（基準・報酬）

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
- なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」が一元化され、「福祉型」の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）についても一元化されることに伴い、一元化後の新たな基準として、現行の福祉型（障害児）を基本としたうえで、児童発達支援センターが併せて治療を行う場合は、これに加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準（人員・設備）を求めるもの
- なお、上記の新たな基準については、一定期間の経過措置を設けることとし、令和6年4月1日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和9年3月31日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることができるものとする
- 旧基準により運営する児童発達支援センター（旧医療型、旧主として難聴児、旧主として重症心身障害児）については、新基準により運営する児童発達支援センターとは別の基本報酬を設定。また、加算についても、算定可否について新基準とは別に設定（例えば、今回新設された中核機能強化加算については、旧基準により運営する児童発達支援センターは算定不可）  
なお、基本報酬の時間区分については、旧主として難聴児については導入し、旧医療型・旧主として重症心身障害児については導入していない

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

運営基準：改正前の第6条第4項（旧主として難聴児）、第6条第5項（旧主として重症心身障害児）、第55条～第64条、

運営基準一部改正府令（令和6年内閣府令第5号）附則第2条～第5条

報酬告示：別表2（経過的障害児通所給付費等単位数表）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

### ① 総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

#### ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。なお、個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインでお示しする予定（令和6年4月頃発出予定）



## ②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

## 単位数（新旧）

## 【現行】

なし



## 【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

## ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聴いて作成すること
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、令和6年度中から、作成・公表を行った事業所は順次都道府県に届け出ることを可能とする

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

## ③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

## 単位数（新旧） 要・都道府県への配置の届出

【現行】		
児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	2.2～6.2単位/日
児童指導員等を配置	同	1.5～4.1単位/日
その他の従業者を配置	同	1.1～3.0単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	7.5～18.7単位/日
児童指導員等を配置	同	4.9～12.3単位/日
その他の従業者を配置	同	3.6～9.0単位/日



【改定後】		
児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター>		
児童指導員等を配置		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	2.2～6.2単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	1.8～5.1単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	1.5～4.1単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	1.3～3.6単位/日
その他の従業者を配置		1.1～3.0単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
児童指導員等を配置		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	7.5～18.7単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	5.9～15.2単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	4.9～12.3単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	4.3～10.7単位/日
その他の従業者を配置		3.6～9.0単位/日
※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数		

## ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

## 【主な要件】

- ・ 基準の人員に加え、児童指導員等又はその他従業者を1以上配置していること
- ・ 「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・ 勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

- 常勤換算の場合、児童指導員等とその他従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合には、低い区分の単位を算定する

- 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

# 児童指導員等加配加算

## 報酬告示 児童指導員等加配加算

## 基準告示 児童指導員等加配加算

## 留意事項通知 児童指導員等加配加算

### 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家

族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ	次のいずれかに該当する者 心理担当職員
ロ	（口 略） ④ 施設行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）
ハ	⑤ 通所和日常等単位制認定第1の1のほのこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

## ④ 専門的支援体制加算 / ⑤ 専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し / 新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

## 単位数 (新旧)

要・都道府県への配置の届出

## 【現行】

## 専門的支援加算

<児童発達支援センター(障害児)>  
理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

<児童発達支援事業所(障害児)>

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位/回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合(専門的支援加算を算定している場合は算定できない)

## 【改定後】

## 専門的支援体制加算…①

<児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日

<児童発達支援事業所(障害児)> 同 49～123単位/日

## 専門的支援実施加算 150単位/回(原則月4回を限度)…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合(専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度(放デイは月2回～最大月6回を限度))

## ポイント

要・都道府県への届出(人材の配置)

- 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な就学児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合(体制加算)及び、専門職員による個別・集中的な支援専門的支援を計画的に実施した場合(実施加算)に、それぞれ算定するもの(両加算を併せてとることが可能)

## 【主な要件】

## &lt;専門的支援体制加算&gt;

- 基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(※)、児童指導員(※)、心理担当職員(心理学修了等)又は視覚障害児支援担当職員(研修修了等))を1以上配置(常勤又は常勤換算)していること

(※) 保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

## &lt;専門的支援実施加算&gt;

- 理学療法士等を配置(常勤・常勤換算でなく単なる配置で可)し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること
- 支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- 計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
- 対象児ごとの支援記録を作成すること

- 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回(月利用日数12日未満の場合) 同6回(同12日以上の場合)

放課後等デイサービス：限度回数2回(月利用回数6日未満の場合) 同4回(同6日以上12日未満の場合) 同6回(同12日以上の場合)

【参照法令、通知、事務連絡等】報酬告示：第1の1の注9、8(児発)、第3の1の注8、6(放デイ)

基準告示(270)：1の4、1の6(児発)、7、(放デイ)

# 専門的支援加算／専門的支援実施加算

## 報酬告示 専門的支援加算

## 基準告示 専門的支援加算

## 留意事項通知 3月末 専門的支援加算

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の2を算定しているときは、加算しない。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

「の四」通所給付費等単位数表第1の1の注9の子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員  
前号のイ又はロのいずれかに該当する者

## 報酬告示 専門的支援実施加算

## 基準告示 専門的支援実施加算

## 留意事項通知 3月末 専門的支援実施加算

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の2を算定しているとき又は1の注10のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

「の四」通所給付費等単位数表第1の8の注の子ども家庭庁長官が定める基準  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること  
イ 専門的支援実施計画の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定児童発達支援計画（以下この号において「指定児童発達支援計画」という。）及び指定通所基盤施設（以下この号において「指定通所基盤施設」という。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、理学療法士等（通所給付費等単位数表第1の1の注9に規定する理学療法士の領域に重点を置いた支援を行う専門的支援体制加算に該当する専門的支援実施計画）と、イがその有する専門的支援体制加算に該当する専門的支援実施計画に基づき、適切な支援を行うこと  
ロ 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと  
ハ 専門的支援実施計画の作成又は見直しを行った後、加算対象児に係る通所給付費決定係数及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

## ⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

- <児童発達支援センター（障害児）>  
定員30人以下 1086単位/日
  - <児童発達支援（障害児）>  
定員10人以下 885単位/日
  - <放課後等デイサービス（障害児）>  
定員10人以下 授業終了後 604単位/日  
学校休業日 721単位/日
- ※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



## 【改定後】

- <児童発達支援センター（障害児）>  
定員30人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位/日  
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 1131単位/日  
時間区分3（3時間超5時間以下） 1184単位/日
  - <児童発達支援（障害児）>  
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位/日  
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 928単位/日  
時間区分3（3時間超5時間以下） 980単位/日
  - <放課後等デイサービス（障害児）>  
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位/日  
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 609単位/日  
時間区分3（3時間超5時間以下） 666単位/日
- ※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能  
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

## ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にとともに、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

⑦ 自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（第26条第6項・見直し）
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同条第7項・見直し）

※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

ポイント

- 本基準は、自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- なお、自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインでお示ししているところ、今回の報酬改定にあわせて改定を予定している（令和6年4月頃改定予定）

## ① 関係機関連携加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

- 関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位/回（月1回を限度）…①
- 関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（1回を限度）…②
- ※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
- ② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合



## 【改定後】

- 関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位/回（月1回を限度）…①
- 関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（月1回を限度）…②
- 関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位/回（月1回を限度）…③
- 関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位/回（1回を限度）…④
- ※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
- ② 保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
- ③ 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
- ④ 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

## ポイント

- 本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの

## 【主な要件】

- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
- ・保育所や学校等と、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
- ・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加する等により、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
- ・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】
- 各加算の要件の会議については、要旨について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする
- 加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない
- 多機能型事業所の場合、同一の児童に係る算定は各サービスで合わせて月1回までとする

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：第1の12の2（児発）、第3の10の2（放デイ）



### ①障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

#### 運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第2項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

#### ポ イ ン ト

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定児童発達支援事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである
- 個別支援計画の作成にあたってのサービス担当者等会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、例えば、保護者に加えて、年齢や発達の程度に応じて、可能な限り障害児本人の意見を聴くことが考えられる
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- なお、今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きの作成を予定している（令和6年4月頃発出予定）

## 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

## ②主として重症心身障害児の基本報酬【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行わない。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

利用定員が5人	2098単位/日
利用定員が6人	1757単位/日
利用定員が7人	1511単位/日
利用定員が8人	1326単位/日
利用定員が9人	1184単位/日
利用定員が10人	1069単位/日
利用定員11人以上	837単位/日

※放デイも同様の定員区分設定



## 【改定後】

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

利用定員が5人以上7人以下	2131単位/日
利用定員が8人以上10人以下	1347単位/日
利用定員11人以上	850単位/日

※放デイも同様の定員区分設定

## ポイント

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分を1人単位刻みの8区分から、3人単位刻みの3区分に見直す
- なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所について、時間区分による算定は導入しない。当該事業所については、延長支援加算は従前のとおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる
- 支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：（児発）別表第1の1の八、注2の2、注2の6（放デイ）別表第3の1のロ、注1の3、注2の3

## ① 家族支援加算【家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し】【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

- ・家庭連携加算（月4回を限度）  
入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合  
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 280単位/回  
（所要時間1時間未満） 187単位/回
- ・事業所内相談支援加算  
入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合  
加算（Ⅰ）（個別相談） 100単位/回（月1回を限度）  
加算（Ⅱ）（グループ） 80単位/回（月1回を限度）

## 【改定後】※両加算を統合

- ・家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）  
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合  
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位/回  
（所要時間1時間未満） 200単位/回  
事業所等で対面 100単位/回  
オンライン 80単位/回
  - ・家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）  
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合  
事業所等で対面 80単位/回  
オンライン 60単位/回
- ※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

## ポイント

- 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）に対して、加算（Ⅰ）は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算（Ⅱ）は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの  
【主な要件】
  - ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
  - ・事業所等及びオンラインでの相談援助は原則として30分以上行うこと（家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りでない）
  - ・相談内容の要点に関する記録を行うこと
  - ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
  - ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
- 保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
- 加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
- 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能
- 保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度とすること

【参照法令、通知、事務連絡等】 報酬告示：別表第1の2（児発）、別表第3の2（放デイ）  
留意事項通知：

# 強度行動障害児支援加算 放課後等デイサービス

## 報酬告示 強度行動障害児支援加算

## 基準告示 強度行動障害児支援加算

6の2 強度行動障害児支援加算

① 強度行動障害児支援加算① 200単位

② 強度行動障害児支援加算② 250単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして標榜向異知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合には、当該基準に定める区分に依り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

同 強度行動障害児支援加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 申請の支援児が障害児支援計画（子ども家庭庁長官が厚生労働大臣が定める基準に準じて厚生労働大臣が定めること）平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号「別添に定める各区分上の基準（令和五年三月二十二日までの期については、独立行政法人国立児童発達医療的障害者総合支援センター平成二十四年法律第二十号第十七号「第一一条第一号の規定により独立行政法人国立児童発達医療的障害者総合支援センターが実施する事業（以下「事業」という。）の業務を終了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を二以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者が中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受け、実習指導修了者が支援計画シートを作成すること。

② ①に規定する支援計画シート等において指定放課後等デイサービス（指定所基準第六十五号に規定する指定放課後等デイサービスを含む。）以下同じ。又は共生型放課後等デイサービス（指定所基準第七十一号に規定する共生型放課後等デイサービスを含む。）以下同じ。を行うこと。

③ 強度行動障害児支援加算①

第一号の八の規定を適用する。

④ 強度行動障害児支援加算②

第一号の八の規定を適用する。

⑤ 強度行動障害児支援加算③

第一号の八の規定を適用する。

⑥ 強度行動障害児支援加算④

第一号の八の規定を適用する。

⑦ 強度行動障害児支援加算⑤

第一号の八の規定を適用する。

⑧ 強度行動障害児支援加算⑥

第一号の八の規定を適用する。

⑨ 強度行動障害児支援加算⑦

第一号の八の規定を適用する。

⑩ 強度行動障害児支援加算⑧

第一号の八の規定を適用する。

⑪ 強度行動障害児支援加算⑨

第一号の八の規定を適用する。

⑫ 強度行動障害児支援加算⑩

第一号の八の規定を適用する。

⑬ 強度行動障害児支援加算⑪

第一号の八の規定を適用する。

⑭ 強度行動障害児支援加算⑫

第一号の八の規定を適用する。

⑮ 強度行動障害児支援加算⑬

第一号の八の規定を適用する。

⑯ 強度行動障害児支援加算⑭

第一号の八の規定を適用する。

⑰ 強度行動障害児支援加算⑮

第一号の八の規定を適用する。

⑱ 強度行動障害児支援加算⑯

第一号の八の規定を適用する。

⑲ 強度行動障害児支援加算⑰

第一号の八の規定を適用する。

⑳ 強度行動障害児支援加算⑱

第一号の八の規定を適用する。

㉑ 強度行動障害児支援加算㉒

第一号の八の規定を適用する。

㉒ 強度行動障害児支援加算㉓

第一号の八の規定を適用する。

㉓ 強度行動障害児支援加算㉔

第一号の八の規定を適用する。

㉔ 強度行動障害児支援加算㉕

第一号の八の規定を適用する。

㉕ 強度行動障害児支援加算㉖

第一号の八の規定を適用する。

㉖ 強度行動障害児支援加算㉗

第一号の八の規定を適用する。

㉗ 強度行動障害児支援加算㉘

第一号の八の規定を適用する。

㉘ 強度行動障害児支援加算㉙

第一号の八の規定を適用する。

㉙ 強度行動障害児支援加算㉚

第一号の八の規定を適用する。

㉚ 強度行動障害児支援加算㉛

第一号の八の規定を適用する。

㉛ 強度行動障害児支援加算㉜

第一号の八の規定を適用する。

㉜ 強度行動障害児支援加算㉝

第一号の八の規定を適用する。

㉝ 強度行動障害児支援加算㉞

第一号の八の規定を適用する。

㉞ 強度行動障害児支援加算㉟

第一号の八の規定を適用する。

㉟ 強度行動障害児支援加算㊱

第一号の八の規定を適用する。

㊱ 強度行動障害児支援加算㊲

第一号の八の規定を適用する。

㊲ 強度行動障害児支援加算㊳

第一号の八の規定を適用する。

㊳ 強度行動障害児支援加算㊴

第一号の八の規定を適用する。

㊴ 強度行動障害児支援加算㊵

第一号の八の規定を適用する。

㊵ 強度行動障害児支援加算㊶

第一号の八の規定を適用する。

㊶ 強度行動障害児支援加算㊷

第一号の八の規定を適用する。

㊷ 強度行動障害児支援加算㊸

第一号の八の規定を適用する。

㊸ 強度行動障害児支援加算㊹

第一号の八の規定を適用する。

㊹ 強度行動障害児支援加算㊺

第一号の八の規定を適用する。

# 家族支援加算 児童発達支援・放課後等デイサービス

## 報酬告示 家族支援加算

2 家族支援加算

① 家族支援加算①

① 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

② 居宅訪問1時間以上の場合 300単位

③ 所要時間1時間未満の場合 200単位

④ 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位

⑤ アレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

⑥ 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

⑦ アレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

注1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づきあらかじめ通所給付決定保護者（第54条の2の2第1項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょう

うだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定在宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

## 留意事項通知 3月末予定 家族支援加算

- 「あらかじめ保護者の同意を得て」
- あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。
- 個別支援計画作成時のアセスメント・モニタリングは家族支援加算の算定に関係なく行うもので、異なります。
- （児童発達支援計画の作成等）
- 第27条第2項 その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）
- 第8項 児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

## 4. (2) 預かりニーズへの対応

## ① 延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

## 単位数（新旧）

## 【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日



## 【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置））。

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

## ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

## 【主な要件】

- ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて※延長支援（1時間以上）を行うこと（※支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）
- ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）

- 児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、低い単位数で算定が可（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

- 支援の前後ともに行う場合は延長支援時間はいずれも1時間以上とすること

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる

【参照法令、通知、事務連絡等】 報酬告示：別表第1の12（児発）、別表第3の10（放デイ）  
施設基準告示（269）4の7、5（児発）、10の7、11（放デイ）

### ①インクルージョンに向けた取組の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の3・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定保育所等訪問事業についても準用。

#### ポイント

- 本基準は、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が児童発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたもの
- 個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流の機会の確保等）について明記することを求める。なお、個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援ガイドラインでお示しする予定（令和6年4月頃発出予定）

## ①効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第5項）

## ポイント

## （訪問先と連携した個別支援計画の作成）

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

## （支援時間の下限の設定）

- 訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

## （オンラインの活用の推進）

- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするとともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

基準省令：第79条により準用される第27条第5項 報酬告示：第5の1の2

## ③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第5項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第6項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第7項・新設）

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



## 【改定後】

自己評価等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合  
(令和7年4月1日から適用)

## ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなるが、令和6年度中から、評価の実施・公表を行った事業所は順次都道府県に届け出ることを可能とする
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問ガイドライン」でお示しする予定（令和6年4月頃発出予定）

## 【参照法令、通知、事務連絡等】

運営基準：第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示：第5の1の注2（4） 留意事項通知：



## ① 移行支援計画の作成（基準）（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

## 【新設・一部改正】

（指定障害児入所施設等の一般原則）

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならない。（第3条・見直し）
  - 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第1項・見直し）
  - 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の2第1項・新設）
  - 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第2項・新設）
  - 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第3項・新設）
  - 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第4項・新設）
- ※このほか入所支援計画作成の規定を準用
- ※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

## ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの
- 移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、個別支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた移行調整に係る手引き（令和3年12月の手引きの見直し）を令和6年4月頃を目途に発出予定
- より早期からの移行支援が必要と判断された場合には、15歳未満の時点から作成することも可能。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかに不要と判断される場合には、個別支援計画に退所に向けた支援の事項を盛り込むことで作成に代えることが可能

**① 家庭的な養育環境の確保（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）**

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

**運営基準**

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

**【新設】**

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。（第20条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

**ポイント**

- 本基準は、障害児入所施設における支援が、できる限り良好な家庭的な養育環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが重要であることに鑑み、家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととしたもの
- なお、良好な家庭的環境の提供の視点も盛り込んだ「障害児入所施設運営指針」（令和3年障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）について、適切な入所支援の提供にあたって参考とすることが望ましい旨を、留意事項通知において示すこととしている（基準省令第20条（指定入所支援の取扱方針）の解釈部分）

## ③主として知的障害児の基本報酬の見直し〔福祉型障害児入所施設（主として知的障害）〕

- ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う（111人以上の区分を削除）

## 単位数（新旧）

## 【現行】

- イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき      | 941単位   |
| (2) 入所定員が10人の場合                     |         |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 823単位   |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,697単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 941単位   |
| (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合              |         |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 654単位   |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,090単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 863単位   |
| (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合              | 823単位   |
| (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合              | 688単位   |
| (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合              | 614単位   |
| (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合              | 590単位   |
| (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合              | 568単位   |
| (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合              | 545単位   |
| (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合             | 526単位   |
| (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合            | 504単位   |
| (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合           | 501単位   |
| (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合           | 499単位   |
| (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合           | 496単位   |
| (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合           | 493単位   |
| (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合           | 490単位   |
| (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合           | 485単位   |
| (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合           | 481単位   |
| (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合           | 477単位   |
| (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合           | 473単位   |
| (21) 入所定員が191人以上の場合                 | 470単位   |

## 【見直し後】

- イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき      | 957単位   |
| (2) 入所定員が10人の場合                     |         |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 837単位   |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,727単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 957単位   |
| (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合              |         |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 665単位   |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,109単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 878単位   |
| (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合              |         |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき | 645単位   |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき        | 1,075単位 |
| (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき         | 852単位   |
| (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合              | 837単位   |
| (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合              | 812単位   |
| (7) 入所定員が31人以上35人以下の場合              | 700単位   |
| (8) 入所定員が36人以上40人以下の場合              | 665単位   |
| (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合              | 625単位   |
| (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合             | 600単位   |
| (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合             | 578単位   |
| (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合             | 554単位   |
| (13) 入所定員が81人以上90人以下の場合             | 535単位   |
| (14) 入所定員が91人以上100人以下の場合            | 513単位   |
| (15) 入所定員が101人以上の場合                 | 493単位   |
- 【削除】入所定員111人～191人以上（10人刻み）

【参照法令、通知、事務連絡等】  
報酬告示（123）：第1の1のイ

## ①障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障【福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

## 【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第20条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第21条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第21条第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第22条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

## ポイント

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①入所支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 入所支援計画の作成にあたってのサービス担当者等会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、例えば、保護者に加えて、年齢や発達の程度に応じて、可能な限り障害児本人の意見を聴くことが考えられる
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- なお、今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きの作成を予定している（令和6年4月頃発出予定）

## ②感染症対応力の向上【福祉型障害児入所施設】

- 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

### 運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

#### 【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。（第39条第3項・新設）
- 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。（同条第4項・新設）

### ポ イ ン ト

- 本基準は、感染症発生時に備えた平時からの対応として、指定福祉型障害児入所施設は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めるよう努めなければならないこととするとともに、障害児の病状の急変等に備えるためあらかじめ定めることとされている協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行わなければならないこととしたもの